

答案用紙（基礎法令・整備関係法令）

受講 番号		氏 名 生年月日	昭・平 年 月 日
----------	--	-------------	-----------

問題 1 適切な記号を記入しなさい。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
イ	ヌ	エ	ハ	モ	ク	ト	ナ	テ	ム

⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
オ	キ	ネ	ホ	フ

問題 2 適切な記号を記入しなさい。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
ア	サ	シ	テ	カ	イ	セ	ウ	エ	タ

問題 3 適切な記号を記入しなさい。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
ア	エ	イ	ウ	エ	イ	エ	ア	ウ	イ

問題 4 適切な記号を記入しなさい。

①	②	③	④	⑤
ク	ウ	キ	イ	サ

問題 5 適切なものには○を、不適切なものには×を記入しなさい。

①	②	③	④	⑤
○	×	×	×	○

問題 6 適切な字句を記入しなさい。

①	②	③	④
分解整備	ハンマ 点検ハンマ	2	30

⑤
平成26年11月27日

答 案 用 紙 (検査関係)

受講番号		氏 名	
		生年月日	昭・平 年 月 日

(注：答案用紙中※の欄には何も記入しないで下さい。)

問題 1 適切なものには○を、適切でないものには×を記入しなさい。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
○	○	×	×	○	○	○	×	○	×

問題 1	※ 10×1=10
------	-----------

問題 2 適合しているものには○を、適合していないものには×を記入しなさい。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
×	×	×	○	×	○	×	×	○	○

問題 2	※ 10×2=20
------	-----------

問題 3 適切な数値等を記入しなさい。

1	ア	2	イ	500															
2	ウ	5000	エ	94															
3	オ	100	カ	125															
4	キ	0.3																	
5	ク	7	ケ	後部															
6	コ	100	サ	5	シ	12000	ス	15000											
7	セ	3																	
8	ソ	112	タ	93															
9	チ	1/2	ツ	2/3	テ	11/20													
10	ト	右																	

問題 3	※ 20×2=40
------	-----------

問題 4

1. 《B 表》中の(①)～(⑩)欄に数値を記入し、《C 表》中の(⑫)～(⑯)欄には計算式を記入しなさい。

注意：計算値については、問題の指示に従って記入しなさい。

①	②	③	④	⑤	⑥
6370	595	420	5.88	1015	300
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
0.51	330	0.79	6.27	1.95	

	計 算 式
⑫	$[(2100-1800)/(540+55)] = 0.504 = 0.51$
⑬	$[(1400-1070)/420] = 0.785 = 0.79$
⑭	$[(1400+1070)/420] = 5.880 = 5.88$
⑮	$[(2100+1800+1400+1070)/(960+55)] = 6370/1015 = 6.275 = 6.27$
⑯	$[1985/(960+55)] = 1985/1015 = 1.955 = 1.95$

2. 《C 表》中の「判定」欄⑰～⑳の各項目について、道路運送車両の保安基準への適合するものは「○」を、適合しないものは「×」を記入しなさい。

⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓
○	×	○	○	×	×	×
㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚
○	○	○	○	×	○	○

問題 4

※ 30×1=30

平成26年度第1回 自動車検査員教習試験問題

(基礎法令・整備関係法令)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

【注意事項】

1. 問題用紙は、試験開始の合図があるまで開いてはいけません。
2. 試験時間は75分間です。
3. 問題用紙と答案用紙は別になっています。解答は必ず答案用紙に記入すること。
4. 答案用紙に氏名等の記入がない場合は失格となります。
5. 試験会場から退場するときは、答案用紙のみを提出して問題用紙は持ち帰ること。
6. その他、試験員の指示に従って受検すること。

沖縄総合事務局

問題 1 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び同法施行規則に規定されている条文について抜粋したものです。各文の【 】の中にあてはまる適切な字句を下枠の語群から選び、その記号を記入しなさい。

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、【 ① 】を増進することを目的とする。
2. この法律に規定する【 ② 】、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は自動車の大きさ及び構造、並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。
3. 何人も、国土交通大臣若しくは【 ③ 】が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。
4. 一時抹消登録を受けた自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日（当該事由が使用済自動車の解体である場合にあっては、解体報告記録がなされたことを知つた日）から【 ④ 】以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
5. 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は法第 3 2 条の規定による【 ⑤ 】を受けたときは、この限りでない。
6. 法第 3 6 条の規定による臨時運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示は、自動車の運行中臨時運行許可番号標に記載された番号が判読できるように、臨時運行許可番号標を自動車の【 ⑥ 】の見やすい位置に確実に取りつけることによって行うものとする。
7. 自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があつたときは、その事由があつた日から 1 5 日以内に、国土交通大臣の行う【 ⑦ 】の申請をしなければならない。
8. 自動車検査員その他保安基準適合証及び限定保安基準適合証の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により【 ⑧ 】に従事する職員とみなす。
9. 自動車の使用者が法第 6 2 条第 2 項の規定により自動車検査証の返付を受けようとする場合には、当該自動車の使用者は、当該自動車の所有者が当該自動車について現に自動車税又は【 ⑨ 】の滞納（天災その他やむを得ない事由によるものを除く。）がないことを証するに足る書面を提示しなければならない。
- 1 0. 何人も、行使の目的をもって、自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標、臨時検査合格標章、検査標章若しくは保安基準適合標章に紛らわしい外観を有する物を【 ⑩ 】し、又はこれらの物を使用してはならない。
- 1 1. 何人も、有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は使用の届出を行つている検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の【 ⑪ 】、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行つてはならない。

- 1 2. 臨時運行の許可は、有効期間を付して行い、その有効期間は【 ⑫ 】をこえてはならない。但し長期間を要する回送の場合その他特にやむを得ない場合は、この限りでない。
- 1 3. 保安基準は、道路運送車両の構造及び装置が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、通行人その他に【 ⑬ 】を与えないことを確保するものでなければならない。かつ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な制限を課することとなるものであつてはならない。
- 1 4. 法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力は下表（道路運送車両法施行規則別表第1（抜粋））のとおりである。

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車であつて、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）にあつては、その総排気量が【 ⑮ 】リットル以下のものに限る。）	【 ⑭ 】メートル以下	1.70メートル以下	2.00メートル以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び三輪自動車であつて、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			

《語群》			
ア. 信頼性	イ. 公共の福祉	ウ. 損害	エ. 封印取付受託者
オ. 改造	カ. 3日	キ. 5日	ク. 前面及び後面
ケ. 変更	コ. 移転登録	サ. 自動車登録番号標交付代行者	
ス. 装着	セ. 職務	タ. 大型自動車	チ. 自動車重量税
テ. 軽自動車税	ト. 変更登録	ナ. 公務	ニ. 前面
ヌ. 普通自動車	ネ. 危害	ノ. 30日	ハ. 15日
ヒ. 12.00	フ. 2.00	ヘ. 3.0	ホ. 4.70
マ. 許可	ム. 製造	モ. 命令	ヤ. 7日

問題 2 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令等に規定されている道路運送車両の点検及び整備に関して述べたものである。各文の【 】の中に適切な字句を下枠の語群から選び、その記号を記入しなさい。

1. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を【 ① 】に適合するように維持しなければならない。
2. 自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。
 - (1) 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車【 ② 】
 - (2) 道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）、同法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車（前号に掲げる自家用自動車を除く。）【 ③ 】
 - (3) 前二号に掲げる自動車以外の自動車【 ④ 】
3. 地方運輸局長は、自動車（小型特殊自動車を除く。）が保安基準に適合しない状態にあり、かつ、その原因が自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為に起因するものと認められるときは、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な【 ⑤ 】を行うべきことを命ずることができる。この場合において、地方運輸局長は、当該自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の【 ⑥ 】上必要な指示をすることができる。
4. 法第49条第1項第5号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 登録自動車にあつては自動車登録番号、法第60条第1項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号
 - (2) 点検又は分解整備時の【 ⑦ 】
 - (3) 点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所
5. 自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量8トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であつて国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、【 ⑧ 】を選任しなければならない。
6. 国土交通大臣は、自動車を使用し、又は運行する者が、自動車の点検及び整備の実施の方法を容易に理解することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする【 ⑨ 】を作成し、これを公表するものとする。
 - (1) 法第47条の2第1項及び第2項並びに法第48条第1項の規定による点検の実施の方法
 - (2) 前号に規定する点検の結果必要となる整備の実施の方法
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、点検及び整備に関し必要な事項
7. 国土交通省告示「自動車の点検及び整備に関する手引き」において、大型車のディスク・ホイールを取付けた後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後に規定トルクでホイール・ナットを締め付けることについては、【 ⑩ 】km走行後が最も望ましいとされている。

《語群》

ア. 保安基準	イ. 環境保全	ウ. 整備管理者	エ. 手引	オ. 実施要領
カ. 整備	キ. 点検	ク. 事故防止	ケ. 主任技術者	コ. 認証基準
サ. 3月	シ. 6月	ス. 車両重量	セ. 総走行距離	ソ. 5～10
タ. 50～100		チ. 500～1000		テ. 1年
ト. 2年	ナ. 1月	ニ. 整備主任者		

問題 3 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令等に規定されている自動車の整備事業に関して述べたものである。各文の【 】の中に適切な字句をそれぞれ枠内から選び、その記号を記入しなさい。

1. 自動車分解整備事業（自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の分解整備を行う事業をいう。）の【 ① 】は、次に掲げるものとする。
- (1) 普通自動車分解整備事業（普通自動車、四輪の小型自動車及び大型特殊自動車を対象とする自動車分解整備事業）
 - (2) 小型自動車分解整備事業（小型自動車及び検査対象軽自動車を対象とする自動車分解整備事業）
 - (3) 軽自動車分解整備事業（検査対象軽自動車を対象とする自動車分解整備事業）

(ア：種類) (イ：区別) (ウ：種別) (エ：条件)

2. 自動車分解整備事業者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、その事由が生じた日から【 ② 】以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所
 - (2) 法人にあつては、その役員の氏名
 - (3) 事業場の所在地
 - (4) 事業場の設備のうち国土交通省令で定める特に重要なもの

(ア：10日) (イ：15日) (ウ：20日) (エ：30日)

3. 自動車分解整備事業の認証は、対象とする自動車の種類を指定し、その他業務の範囲を【 ③ 】して行うことができる。

(ア：認証) (イ：限定) (ウ：認定) (エ：指定)

4. 地方運輸局長は、自動車検査員がその業務について不正の行為をしたとき、又はその他この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、指定自動車整備事業者に対し、自動車検査員の【 ④ 】を命ずることができる。

(ア：教育) (イ：停職) (ウ：解任) (エ：処分)

5. 指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から【 ⑤ 】以内に、国土交通大臣の登録を受けた登録校正実施機関が行う校正を受けるものとする。

(ア：2年) (イ：3年) (ウ：4年) (エ：1年)

6. 優良自動車整備事業者の認定を受けた者は、事業場において、公衆の見易いように、国土交通省令で定める様式の【 ⑥ 】を掲げなければならない。

(ア：基準) (イ：標識) (ウ：整備料金) (エ：事業者名)

7. 法第94条の2第1項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 法第94条の5第4項の検査をするために必要な屋内作業場を事業場内に有すること。
- (2) 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチにそれぞれ掲げるものを、対象とする自動車が軽油を燃料とする自動車のみ限定されている場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。
- | | | | |
|---|------------------------------|---|----------|
| イ | ホイール・アライメント・テスト又はサイドスリップ・テスト | ハ | 前照灯試験機 |
| ロ | ブレーキ・テスト | ホ | 速度計試験機 |
| ニ | 【 ⑦ 】 | ヘ | 一酸化炭素測定器 |
| ヘ | 一酸化炭素測定器 | ト | 炭化水素測定器 |
| チ | 黒煙測定器又はオパシメータ | | |

(ア：スキャンツール) (イ：可視光線測定器) (ウ：重量計) (エ：音量計)

8. 指定整備記録簿は、その記載の日から【 ⑧ 】間保存しなければならない。

(ア：2年) (イ：1年) (ウ：3年) (エ：5年)

9. 法第49条第2項の【 ⑨ 】とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造
- (2) 動力伝達装置のクラッチ（二輪の小型自動車のクラッチを除く。）、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備又は改造
- (3) ～(7) 略

(ア：点検整備) (イ：予防整備) (ウ：分解整備) (エ：日常点検)

10. 法第94条の4第1項の自動車検査員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第5号の整備主任者（【 ⑩ 】整備士の技能検定にのみ合格している者を除く）として1年以上の実務経験を有し、適切に業務を行っていた者であつて、自動車の検査に必要な知識及び技能について地方運輸局長が行う教習を修了したもの
- (2) ～(4) 略

(ア：2級ガソリン自動車) (イ：2級自動車シャシ)
 (ウ：2級ジーゼル自動車) (エ：2級二輪自動車)

問題 4 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令等に基づく通達に規定されている指定自動車整備事業に関して述べたものである。
各文の【 】の中に適切な字句をそれぞれ下枠の語群から選び、その記号を記入しなさい。

1. 自動車検査設備を共同使用しようとする場合には、指定規則第3条に規定する自動車検査設備の共同使用の要件の他、次に掲げる事項を満足しているものであること。
ア 共用設備における管理責任者は、当該設備の使用状況等を確実に把握し、適切な【 ① 】を実施するものであること。
イ 自動車により共用設備に至る所要時間は、おおむね1時間以内の位置にあること。
(ウ)～(オ) 略
2. 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を【 ② 】、かつ、確実に行うため、当該検査に係る自動車の整備作業については、軽微なものを除き、実務に従事しないこと。
3. 【 ③ 】は当該事業場において実施される整備の技術に関する総括責任者であつて、次の各号の責務を負うものとする。
(1) 従業員に対する整備技術の教育に関すること。
(2) 作業工程の管理及び作業能率の向上に関すること。
(3) 設備機器の管理に関すること。
4. 保安基準適合標章を交付した場合には、法第94条の6第1項の規定により保安基準適合標章の番号を【 ④ 】に記載すること。
5. 法第94条の5第4項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行った場合には、記録簿にそれぞれの自動車検査員の【 ⑤ 】及び検査の年月日を記載すること。

《語群》

ア. 事業場管理責任者	イ. 指定整備記録簿	ウ. 公正
エ. 自動車検査員	オ. 共同使用	カ. 的確
キ. 主任技術者	ク. 保守管理	ケ. 請求書
コ. 氏名	サ. 作業分担	

問題 5 次の各々の文について、道路運送車両法（以下「法」という。）、関係法令及び通達に照らして、適切なものには○を、不適切なものには×を記入しなさい。

1. 有効な保安基準適合標章を自動車に表示し運行している場合は、当該自動車の自動車検査証を備える必要はない。
2. 封印の取付けは、自動車の後面に取りつけた自動車登録番号標の右側の取りつけ箇所に行うものとする。
3. 自動車検査員は、法第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた普通乗用車にグリル・ガードが装着されており、登録識別情報等通知書に記載されている長さとは相違していたが、グリル・ガードが指定部品であることから、登録識別情報等通知書と同一と判断し保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行った。
4. 自動車分解整備事業者は、分解整備記録簿を備え、分解整備をしたときは、分解整備の概要等、その他国土交通省で定める事項を記載した分解整備記録簿を作成し、当該自動車の使用者にその写しを交付しなければならない。
また、分解整備記録簿は、その記載の日から1年間保存しなければならない。
5. 自動車検査員は、11月11日に完成検査を実施し保安基準に適合していたことから、保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行い、その翌日の11月12日に指定自動車整備事業者が11月12日付けで当該自動車の保安基準適合証を交付した。
この、保安基準適合証の有効期間は11月25日である。

問題 6 次の各々の文は、道路運送車両法（以下「法」という。）及び関係法令及び通達の規定について述べたものである。各文の【 】の中に適切な字句又は数字を記入しなさい。

1. 法第 80 条第 1 項第 1 号の事業場の設備及び従業員の基準は、次のとおりとする。
 (1) ～ (3) 略
 (4) 事業場は、別表第 5 に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。
 (5) 自動車分解整備事業の認証を受けた事業場には、2 人以上の【 ① 】に従事する従業員を有すること。

2. 指定整備記録簿の「目視による検査」の欄については、各装置に関して、目視、【 ② 】等により、行うものについて総合適に判断し、その結果を記載すること。

3. 自家用乗用自動車（有償貸渡しを除く。）の点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から【 ③ 】年間である。

4. 指定自動車整備事業場の工員数は 4 人以上であること。ただし、対象自動車の種類の種類に車両総重量 8 t 以上、最大積載量 5 t 以上又は乗車定員【 ④ 】人以上の車両を含む場合には、5 人以上であること。

5. 次の自動車に保安基準適合証を交付する場合、最終検査申請日は【 ⑤ 】である。

自家用乗用自動車	
自動車検査証の有効期間の満了する日	平成 26 年 11 月 25 日
完成検査年月日	平成 26 年 11 月 20 日
保安基準適合証交付年月日	平成 26 年 11 月 21 日
旧 自動車損害賠償責任保険期間	平成 24 年 11 月 27 日～平成 26 年 11 月 27 日
新 自動車損害賠償責任保険期間	平成 26 年 11 月 27 日～平成 28 年 11 月 27 日

平成26年度第1回 自動車検査員教習試験問題

(検査関係)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

【注意事項】

1. 問題用紙は、試験開始の合図があるまで開いてはいけません。
2. 試験時間は75分間です。
3. 「自動車整備関係法令と解説」は会場への持ち込みを認めます。
4. 簡易な卓上計算機の使用は認めますが、それ以外の計算機（電子計算機、及び計算機能付き携帯電話等）を使用してはいけません。
5. 問題用紙と答案用紙は別になっています。解答は必ず答案用紙に記入すること。
6. 答案用紙に氏名等の記入がない場合は失格となります。
7. 答案用紙は2枚綴りになっています。切り離さないで下さい。
8. 試験会場から退場するときは、答案用紙のみを提出して問題用紙は持ち帰ること。
9. その他、試験員の指示に従って受検すること。

沖縄総合事務局

問題1 次の各々の文章について、道路運送車両の保安基準、同基準の細目を定める告示及び審査事務規程に照らして、適切なものには○を、適切でないものには×を記入しなさい。なお、特に製作日が定められていないものは最新の基準・規程で判断すること。

1. 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員10人未満の自動車には基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。
2. 平成25年に製作された車両総重量4,595kgの普通貨物自動車の突入防止装置の取り付け高さについて、空車状態における下縁の全ての位置の高さを測定したところ地上500mm以下であったので適合とした。
3. 側方照射灯（コーナリングランプ）の灯光の色が、橙色であった。
4. 自動車検査証の乗車定員欄に「3 + 9 / 1.5人」と記載のある幼児専用車には、消火器を備えなくても良い。
5. 隣り合う車軸にかかる荷重の和は、その軸距が1.8m未満である場合にあっては18t（その軸距が1.3m以上であり、かつ、1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合にあっては、19t）、1.8m以上である場合にあっては20tを超えてはならない。
6. 普通乗用自動車の走行装置の回転部分が、当該自動車が直進姿勢をとった場合に、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる部分の直上の車体より車両の外側方向に突出していたので、保安基準不適合とした。
7. 非常口を設けた自動車には、非常口又はその付近に、見やすいように、非常口的位置及びとびらの開放の方法が表示されていなければならない。この場合において、灯火により非常口的位置を表示するときは、その灯火の色は、緑色でなければならない。
8. 平成16年7月に製作された小型乗用自動車（定員5人）に備えられた補助制動灯（ハイマウントストップランプ）が不点灯であったことから、電球を取り外した。
9. 普通貨物自動車に備えられた速度計の表示が「mile/h」と「km/h」で併記されており、走行距離計の表示が「mile」のみであった。
10. 「検査時車両状態」とは、積車状態の自動車で運転者1名が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、積車状態に運転者1名が乗車した牽引自動車と積車状態の被牽引自動車を連結した状態）をいう。

問題2 次の各々の文章について、道路運送車両の保安基準、同基準の細目を定める告示及び審査事務規程に照らして、適合しているものには○を、適合していないものには×を記入しなさい。
なお、特に製作日が定められていないものは最新の基準・規程で判断すること。

1. 小型貨物自動車の原動機のエア・クリーナが取り外されていたが、黒煙濃度の測定値は基準を満足していた。
2. もっぱら土砂等を運搬する大型貨物自動車（形状：ダンプ、最大積載量 9,800 k g）の荷台の内側の寸法を測定したところ、長さ 5. 1 m、幅 2. 3 m、高さ 0. 5 8 m であった。
3. 番号灯の一部が点灯しない状態ではあるが、夜間後方 2 0 m の距離から自動車登録番号標の数字等の表示は確認できるものであった。
4. 二輪自動車の前方に対して表示するための方向指示器の大きさを測定したところ指示部の面積が 8 c m² であった。
5. 車両重量 10,720 k g、車両総重量 19, 980 k g の貨物の運送の用に供する普通自動車であって、積車状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和が 3, 390kg であった。
6. 平成 21 年排出ガス規制が適用される軽油を燃料とする車両総重量 4980kg の普通貨物自動車（排出ガス規制の識別記号「LDG」）について、オパシメータを使用し、規程に従って適切に光吸収係数を測定したところ、測定値（3 回の測定値を平均した値）が 0. 3 m⁻¹ であったので、排出ガスの発散防止性能に関しては、保安基準に適合するものと判断した。
7. 平成 12 年に製作された排出ガス識別記号が G C -（平成 10 年アイドル規制車）のガソリンを燃料とする小型貨物自動車（車両総重量 1.690 k g）のアイドリング時の排出ガスを測定したところ、一酸化炭素（CO）が 0. 9 %、炭化水素（HC）が 3 9 0 ppm であった。
8. 平成 20 年に製作された乗車定員 8 名の普通乗用自動車に備えられた補助制動灯が尾灯と兼用であった。
9. 最低地上高を測定した場合、その値は 1 c m 未満を切り捨て、c m 単位とする。
- 1 0. 大型特殊自動車に、非常信号用具が備えられていなかった。

問題3 次の各々の文章は、道路運送車両の保安基準、同基準の細目を定める告示及び審査事務規程について述べたものです。各文の【 】の中に当てはまる適切な数値等を記入しなさい。なお、特に製作日が定められていないものは最新の基準・規程で判断すること。

1. 平成21排出ガス規制（排出ガス規制の識別記号が「LAD-」）に適合した専ら乗用の用に供する軽自動車（4サイクルの原動機を有する）のアイドリング規制値は、一酸化炭素（CO）にあつては【 ア 】%、炭化水素（HC）にあつては【 イ 】ppm以下でなければならない。
2. 最高出力時回転数が10,000rpmである二輪自動車の近接排気騒音の測定回転数は【 ウ 】rpmであり、騒音規制値は【 エ 】dBである。
3. 窓ガラス貼付物等のうち、自動車、自動車の盗難を防止するための装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号は、側面ガラスのうち標識の上縁の高さ又は刻印する文字及び記号の上縁の高さがその付近のガラス開口部の下縁から【 オ 】mm以下、かつ標識の前縁又は刻印の文字及び記号の前縁がその付近のガラス開口部の後縁から【 カ 】mm以内となるように貼付又は刻印されたものでなければならない。
4. 平成22年に製作された小型貨物自動車の直前直左鏡の基準について運転者が運転席において高さ1m直径30cmの円柱であつて、当該自動車の前面から【 キ 】m前方にある鉛直面及び当該自動車の左側面（左ハンドル車にあつては、右側面）から【 キ 】mの距離にある円直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接している障害物を確認できる鏡その他の装置をそなえなければならない。ただし、運転者が運転席において当該障害物を直接又は、後写鏡により確認できる構造の自動車にあつては、この限りでない。
5. 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が【 ク 】t以上のものの後面には、基準に適合する【 ケ 】反射器を備えるほか、大型【 ケ 】反射器を備えなければならない。

6. 普通自動車（最高速度20km/h以上）に備える四灯式の走行用前照灯は、その光度が最大となる点が前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より【コ】mm上方の平面及び当該水平面より当該照明中心高さの【サ】分の1下方の平面に挟まれた範囲にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、主走行ビーム1灯につき【シ】cd、又は他の走行用前照灯との光度の和が【ス】cd以上であること。
7. 長さ6mを超える普通自動車に備える側方反射器は、その反射部の間隔が【セ】m以内となるように取り付けられていること。
8. 自動車の警音器の音の大きさ（2以上の警音器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車の前方7mの位置において【ソ】dB以下【タ】dB以上（動力が7kW以下の二輪自動車に備える警音器にあつては【ソ】dB以下83dB以上）であること。
9. 自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く）の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は最遠軸距の【チ】（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあつては、【ツ】、その他の自動車のうち小型自動車にあつては【テ】以下でなければならない。
10. 運転者席及び客室には、乗降口を設けなければならない。この場合において、客室の乗降口のうち1個は【ト】以外の面に設けなければならない。

問題4 次の《A表》自動車検査証の自動車を検査機器等による検査を実施した結果、《B表》に示す計測値等を得た。次頁の問いに答えなさい。なお、製作年月は初度登録年月とする。

《A表》 自動車検査証

平成24年11月2日

陸運事務所長

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初年登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
沖縄 500 つ × × × ×	平成22年11月1日	昭和62年3月	小型	乗用	自家用	箱形 [001]	
車名		乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量	
国土交通		5人	- kg		960 kg	1235 kg	
車台番号		長さ	幅	高さ	前後軸重	前後軸重	後後軸重
AE × × - 1 2 3 4 5 6 7		420 cm	162 cm	133 cm	540 Kg	- Kg	- Kg 420 Kg
型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力		燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号	
E-AE × ×	4AB	1.58	kw	ガソリン	99999	0001	
所有者の氏名又は名称	国土交通 花子						
所有者の住所	東京都千代田区霞が関 × × × ×						
使用の本拠の位置	沖縄県浦添市港川 × × × ×						
有効期間の満了する日	平成26年11月1日	年月日					
備考 [沖縄] 継続検査 自動車重量税 ¥25,200 [走行距離] 336,500 Km (平成24年11月2日) [旧走行距離] 329,700 Km (平成22年11月1日) 53年度排ガス適合 以下余白							

《B表》

■検査機器等による検査

前軸	制動力		軸重	左右差	取付高さ	前照灯		前部霧灯	警音器		
	右	左				右	左		聴感	7m, A特性	
	2100	N	②	⑥	68	68	68	68	3.5	83	7m, A特性 デシベル
	1800	N	kg	N/Kg	cm	cm	cm	km/h	+	聴感・テスト	定常走行騒音 良 デシベル
後軸	1400	N	kg	⑧	光	14	12	14	12	102	排気騒音 聴感・テスト デシベル
	1070	N	N/Kg	⑨	軸	7	12	7	12	4.1	速度表示灯の誤差 C O %
計	①	N	⑤	⑩	光	112	152	112	152	1050	タイヤの振れ H C ④ 200・特殊 ppm
手動	1985	N	kg	⑪	度	副×100	副×100	副×100	副×100	1	サイド・スリップ イン・アウト mm 黒煙・粒子状物質 聴感・テスト % m ⁻¹
走行テスト等の方法と結果											

■自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合

自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	車名	型式	乗車定員	最大積載量
小型	乗用	自家用・事業用	箱形	国土交通	E-AE × ×	5	
車両重量	車両総重量	原動機型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類
960 kg	1235 kg	4A	420 cm	162 cm	133 cm	1.58 L	ガソリン
その他							

《C表》

項 目		計 算 式	計 算 値	判 定	
主 制 動 力	前 輪	検査時車両状態における前軸重 に対する左右差	⑫	⑦ N/kg	⑰
	後 輪	検査時車両状態における後軸重 に対する左右差	⑬	⑨ N/kg	⑱
		検査時車両状態における後軸重 に対する制動力の割合	⑭	④ N/kg	⑲
	総 和	検査時車両状態における自動車 の重量に対する制動力の割合	⑮	⑩ N/kg	⑳
検査時車両状態における自動車の重量に対 する駐車ブレーキの制動力の割合		⑯	⑪ N/kg	㉑	
右側の走行用前照灯		光軸の判定		㉒	
		光度の判定		㉓	
左側の走行用前照灯		光軸の判定		㉔	
		光度の判定		㉕	
自動車の速度計の誤差の判定				㉖	
サイド・スリップの判定（横すべり量の特例扱いを受けた自動車ではない。）				㉗	
警音器の音の大きさの判定（自動車の前方7mの位置において、測定した。）				㉘	
近接排気騒音の判定（原動機は車両の前部に有する）				㉙	
アイドリング排出ガスの判定				㉚	

- 《A表》の自動車について検査機器等による検査を実施したところ、《B表》の結果となりました。この結果から《B表》の①～⑩欄を記入し、《C表》の⑫～⑯については、計算式（計算値は、軸重に対する左右差については小数点第3位を切り上げし、その他の制動力の割合では、これを切り捨ててそれぞれ小数点第2位まで求めること。）を記入しなさい。
なお、ブレーキ・テストを用いて制動力を計測（ブレーキ・テストのローラは乾燥状態とし、自動車は検査時車両状態における各軸重を計測することが困難な場合であることとする。）したところ、ブレーキ・テストのローラ上では全ての車輪がロックすることなく《B表》の結果となりました。
- 《B表》の結果から、《C表》の「判定」欄⑰～⑳の各項目について、道路運送車両の保安基準への適合するものは「○」を、適合しないものは「×」を記入しなさい。